

春日井市私立保育園等新型コロナウイルス感染症対策事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、私立保育園等が新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる者で、補助金の交付を受けようとする年度において同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金を受けていないものとする。

- (1) 延長保育事業(春日井市延長保育事業実施要綱に規定する事業をいう。)を行う者。
- (2) 地域子育て支援拠点事業(春日井市子ども・子育て支援事業実施委託要綱第3条第5号に規定する地域子育て支援センター事業をいう。)を行う者。
- (3) 一時預かり事業(春日井市一時保育促進事業実施要綱に規定する事業をいう。)を行う者。
- (4) 病児保育事業(春日井市病後児保育事業実施要綱に規定する事業をいう。)を行う者。
- (5) 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所のうち私立のものをいう。)
- (6) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園をいう。)
- (7) 小規模保育事業所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条

第1項に基づき地域型保育給付費（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた事業者をいう。）

（補助対象経費及び補助金額）

第3条 補助金額は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に相当する額以内の額とし、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な需要費（消耗品に限る。）、役務費、委託料、備品購入費及びリース料 1事業者につき国及び県の補助金額の範囲内において1,000,000円を限度とする。
- (2) 職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な人件費（研修受講費、かかり増し経費等） 1事業者につき国及び県の補助金額の範囲内において500,000円を限度とする。

2 前項の規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（申請の期日）

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、見積書又はこれに類する書類とする。

（申請の取下げのできる期日）

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期日は、交付決定通知を受けた日から10日を経過する日とする。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に補助対象経費に係る領収書及び内訳書を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年1月16日から適用する。
- 2 令和元年度におけるこの要綱の適用については、第4条中「2月末日」とあるのは、「翌年度の4月末日」とする。
- 3 この要綱は、令和2年11月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。